

Client Alert

15 December 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先：



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



山崎 ふみ
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com



ミカエル・ティラロンゴ
アソシエイト
+81 3 6271 9748
michael.tiralongo@bakermckenzie.com



河邊 美杉
アソシエイト
+81 3 6271 9470
misugi.kawabe@bakermckenzie.com

EU Sustainability Series (vol. 4)

炭素国境調整メカニズム（CBAM）と日本企業への影響

EU 炭素国境調整メカニズム（CBAM）を設置する規則（EU）2023/956（以下「**CBAM 設置規則**」又は「**CBAM**」）は、2023年5月17日に施行され、同年10月1日から経過措置の運用が開始された。

CBAMの目的は、気候変動対策や排出規制の緩いEU域外からの製品の輸入について報告義務・課徴金の負担（CBAM証書購入）義務等を段階的にEU企業に課すことによって、生産拠点のEU域外移転による排出量の増加や、輸入先のEU域外変更によるEUでの炭素削減努力の希釈化（いわゆる「炭素リーケージ」）を防ぐことである。

CBAMには、セメントや鉄鋼等、その生産プロセスにおいて炭素排出量が多い製品の輸入コストを高くすることで、EU加盟27か国と同等の高い気候変動対策基準を適用するEU域外の企業からの製品の輸入を促進する狙いもある。

CBAMの運用は2023年10月1日から2025年12月末までの移行期間（経過措置）を経て、2026年1月1日からの本格適用が開始される。移行期間中は対象製品の輸入者に対象製品の温室効果ガス排出量等の報告義務が課されるが、課徴金は発生しない。本格適用開始から、CBAM申告者として認定を受けた輸入者（以下「**CBAM 認定申告者**」）は、CBAM証書の購入という形で対象製品の排出量に相当する課徴金の負担が求められることになる。


本稿では、CBAMの適用範囲、CBAMが規定する要求事項、およびCBAMに違反した場合の影響について概説する。また、日本企業がCBAMを将来的に遵守するためにどのような準備をすることが可能か検討する。

1. CBAMの適用範囲

CBAMは、セメント、鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力、水素をEU域内へ輸入する際に適用される。これらの製品の派生物や一部の前駆体も対象範囲に含まれ、CBAMの附属書Iにそれぞれの合同関税分類表（CN）コードとともに記載されている。CBAMの対象となる温室効果ガス（GHG）は、二酸化炭素、亜酸化窒素（一酸化二窒素）、ペルフルオロカーボンである。鉄鋼、アルミニウム、水素は、対象製品の生産プロセスで発生した対象GHGの直接排出にのみ課税され、セメント、肥料、電力については直接排出のみならず、生産プロセスで消費された電力に関する間接排出の両方に課税される。

CBAMの対象範囲は、移行期間中ないし本格適用後も拡大される可能性がある。

2026年1月の本格適用にあたり、EU加盟国の輸入者は、EUの税関領域に製品を輸入する前に、CBAM認定申告者としての認定を受けなければならない。輸入者から委任を受けた間接的通関代理人が認可申請を行うこともできる。CBAM口座番号は、各CBAM認定申告者に発行される。



CBAM は、第三国において認可された CBAM 認定申告者、運営者、施設に関するデータを含む CBAM 登録簿、及び CBAM 証書の販売及び再購入を行う Common Central Platform の設定を予定している。このプラットフォーム（以下に詳述）が、事業者が排出権を取引できる欧州連合域内排出量取引制度（ETS）の市場とは異なることには留意が必要である。

2. CBAM 認定申告者の義務

a. 移行期間（2023 年～2025 年）の義務

CBAM 設置規則には 2023 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月末までの移行期間が設けられている。この移行期間中、CBAM の適用範囲に含まれる製品の輸入者は、輸入品に内包された温室効果ガス排出量のみを報告すればよく、課徴金の負担は要求されない。


輸入者は、四半期ごとに、輸入製品に含まれる内包排出量について、直接・間接的排出量に加え、海外で支払われた炭素価格を報告する必要がある。当該報告は、CBAM 移行期登録簿へのデータ入力によって行われる。報告対象となる四半期の 1 か月後が報告期限となるため、移行期間中の最初の四半期（2023 年第 4 四半期）をカバーする報告は、2024 年 1 月 31 日までに行う必要があり、また、移行期間中の最後の四半期（2025 年第 4 四半期）をカバーする報告は、2026 年 1 月 31 日までに行う必要がある。

輸入者が CBAM 報告義務の内容を理解できるよう、欧州委員会は 2023 年 8 月 17 日、移行期間中の CBAM 目的の報告義務を詳述した施行規則（以下「**施行規則**」）、及び EU への物品輸入業者向けの CBAM 実施に関するガイダンス文書を公表した。施行規則は、輸入者に対して以下の情報を報告書に記載することを義務付けている：

- CN コードで特定される製品の種類
 - 輸入品の量、それに含まれる直接・間接排出量（特定の方法に従って算出、後述）
- 最終製品に組み込まれた前駆体に支払われた炭素価格を含む、排出量に対して海外で既に支払われた「炭素価格」
- 炭素価格が設定される国
- 輸入品の原産国
- 製品が生産された施設の特定と所在地
- 実施規則に規定されている、商品の製造に使用される製造経路（及び関連する製造パラメータ）

施行規則では、輸入製品の内包排出量のモニタリングと算定方法を規定している。内包排出量の算定に適用される規則は、生産工程ごとに異なり非常に複雑なものとなっている。しかし、いかなる生産工程であっても、温室効果ガス排出量のモニタリングは、以下の 2 つの方法（以下「**EU 方式**」）のいずれかを用いて行うことが求められる：

- I. **計算ベースのアプローチ**：これは、測定システムを通じて得られた活動データと実験室分析又は標準値から得られた追加パラメータに基づいて、排出源から温室効果ガス排出量を決定することを意味する。
- II. **測定に基づくアプローチ**：これは、煙道ガス中の温室効果ガス濃度と煙道ガス流量を継続的に測定することにより、排出源からの温室効果ガス排出量を決定することを意味する。



CBAM 設置規則の施行日から経過措置の適用開始時期までの期間が短く、準備期間が限られていることから、施行規則では、2025 年まで、モニタリング方法に関して、以下の追加オプションを許容し柔軟な運用を想定している：

- I. **2024 年 12 月まで**：以下のような温室効果ガス排出量モニタリング方法（「**その他の方式**」）が認められている。
 - i. 生産施設が所在する地域の炭素価格制度
 - ii. 生産施設が所在する地域で義務付けられている、温室効果ガス排出量のモニタリング
 - iii. 設置場所での排出量モニタリング計画
- II. **2024 年 7 月 31 日まで**：報告義務者が「EU 方式」又は「その他の方式」のいずれかを使用すべきかの判断に十分な情報がない場合、移行期間中、欧州委員会が利用可能とした公表済みの既定値、又は施行規則の附属書 III に記載されているその他の既定値を使用することが認められている。その場合、報告義務者は、使用した方法・方式についてもあわせて報告する必要がある。

b. 本格適用期間（2026～2034 年）の義務

EU 加盟国の輸入者は、EU の税関領域に製品を輸入する前に、CBAM 認定申告者としての認定を受ける必要がある（CBAM 認定申告者）。輸入者が間接的通関代理人に委任した場合、間接的通関代理人が認可申請を行うことができる。CBAM 認定申告者には CBAM 口座番号が発行される。

CBAM は、第三国において認可された CBAM 認定申告者、運営者、施設に関するデータを含む CBAM 登録簿、及び CBAM 証書の販売と再購入のためのセントラル・プラットフォーム（Common Central Platform）の設定を予定している。CBAM 認定申告者は、CBAM 設置規則に基づき、輸入量に相当する排出量分の炭素価格を CBAM 証書の購入という形で負担することになる。CBAM 証書の購入は、セントラル・プラットフォーム（以下に詳述）でのみ行うことができ、欧州委員会は、オークション・プラットフォームにおける EU ETS 排出枠の終値の平均を CO2 排出量 1 トン当たりユーロで表示した価格を考慮して、CBAM 証書の価格を設定する。CBAM 証書の購入を行うセントラル・プラットフォームでは、EU ETS 制度におけるオークション・プラットフォームとは異なり、CBAM 証書を事業者間で取引することはできない。

CBAM 認定申告者は、CBAM 設置規則に基づき、前年度の CBAM 申告（CBAM 登録簿に必要情報を入力する）を行うと共に、輸入製品に含まれる排出量に対応する CBAM 証書を、翌年 5 月末までに購入することが求められる。

また、CBAM 認定申告者は、CBAM 申告が求められる年の 4 年後の年末まで、内包排出量の計算に使用された情報の記録を保管することが求められる。内包排出量の報告を確実にするために、CBAM は、EU ETS ですでに実施されているように、CBAM 申告の内容は認定された検証者による検証を要求している。

証書が引き渡された後、CBAM 認定申告者の口座に残っている CBAM 証書の余剰分は、その CBAM 認定申告者の属する加盟国（設立登記がなされている国）に売却することができる。但し、このような買戻取引は、購入した CBAM 証書総数の 3 分の 1 に制限される。

3. 迂回に対する強制、罰則、措置

納付期限である翌年の5月末日までに、CBAM 証書を購入しなかった場合、CBAM 認定申告者は、その製品の輸入年に適用される、二酸化炭素換算量 1 トンあたり 100 ユーロに相当する罰金の支払義務を負う。

CBAM 認定申告者以外の者が、CBAM に基づく義務に従わずに商品を同盟国の税関領域に持ち込む場合、罰金の支払義務を負う。当該罰金は、効果的、比例的、かつ抑止力のある必要があるため、当該不順守の期間、重大性、範囲、意図及び反復回数、並びにその者の管轄当局に対する協力の度合いに応じて、CBAM 認定申告者の CBAM 証書 1 枚あたりの罰金の 3 倍から 5 倍の金額（すなわち、二酸化炭素換算 1 トンあたり 300 ユーロから 500 ユーロ）が、当該貨物を輸入した年に課される。

CBAM 認定申告者については、罰金の支払いによりその年の未購入の CBAM 証書の購入義務から解放されるものではない。

CBAM には、迂回行為を防止するための規定も含まれている。迂回行為とは、CBAM に規定された義務の全部又は一部を回避する以外の正当な理由又は経済的正当性が不十分な慣行、過程又は作業に起因する商品貿易のパターンの変更と定義される。このような慣行、過程又は作業には、以下のものが含まれる。

- (a) 対象範囲でない CN コードに該当するように当該製品をわずかに変更を加えること。
- (b) 貨物を人為的に分割し、本来の機能を無視できるような出荷単位とすること。


欧州委員会は、迂回行為を特定するために、市場監視の方法又は市民社会組織による提出物や報告書などの関連情報を含め、欧州連合レベルでの状況を継続的に監視する。加盟国又は迂回行為によって影響を受けた、若しくは利益を得た当事者は、欧州委員会にその旨を通知することができる。迂回行為の具体的な証拠を発見した環境保護団体や非政府組織など、直接影響を受けたり利益を受けたりした当事者以外の利害関係者も、欧州委員会に通知することができる。

4. 日本企業が採るべき対応

近年に公表・施行されている他の持続可能性関連の欧州規制とは異なり、CBAM 設置規則は、EU 域内に所在する輸入者のみが CBAM 証書の報告・購入義務の対象となるため、域外適用そのものはない。しかし、欧州に対象商品を輸入する子会社又は EU に間接的通関代理人（上記 2. 項参照）を有する日本企業は、これらの子会社及び/又は間接的通関代理人をして CBAM 申告者として登録させるとともに、その他の方法で CBAM を遵守する必要がある。

EU 子会社が CBAM を遵守するために、日本の対 EU 輸出者は以下の点を考慮すべきである。

- CBAM 報告目的で必要となるデータを含む移行期間中の義務について理解する。
- CBAM の要求事項が具体的にどのように適用されるかを理解するため、以下の項目について確認を行う。
 - CBAM の対象製品

- 
- 各種製品に適用される温室効果ガス排出量報告要件と、その生産経路
 - 再輸出前に EU 域内でしか保管又は追加加工されない可能性のある商品について、CBAM の負担を軽減できる可能性のあるサプライチェーンの選択肢を検討する。
 - 調達面で考慮すべき要素
 - これらの報告義務のために、サプライヤーから新たな情報を求める必要がある場合契約にどのように反映すべきか。
 - 新たに必要とされる情報を得るために、既存の供給契約をどのように活用できるか。
 - 供給契約における情報関連条項を見直すべきか、見直すとしたらどの条項か。
 - 既存の ESG データを CBAM 報告目的にどの程度再利用／活用できるか。
 - どのような税金、料金、賦課金が炭素価格に該当し、どのように報告すべきか。
 - CBAM 設置規則に準拠した報告システムを構築する。
 - CBAM の課税方法と報告義務を踏まえ、報告義務から生じるコンプライアンス・コストを慎重に考慮する。
 - 法的及び技術的な観点を考慮した、コスト最小化戦略を立案、実施する。
 - 関連のある国・地域（グローバルに事業を展開する日本企業にとっては日本を含むがこれに限定されない）における規制の動向（特に炭素価格設定に関するもの）を監視し、最適な見通しをもって状況の変化への適応性を確保する。

輸入者（EU 子会社）のみならず日本の対象商品の輸出者自身もまた CBAM に間接的に影響される。EU の輸入者が CBAM に基づく義務を遵守できるよう、日本の製品に含まれる排出量に関する情報を提供するように求めるからである。つまり、日本の EU 向け輸出業者は、CBAM に関連する方針と手順を実施し、サプライチェーンに含まれる EU の輸入業者に提供できるよう、CBAM が課す方法論に従って排出量を計算し、排出量関連情報を管理する必要があることになる。

また、対象製品が拡大される可能性を考慮し、輸入者側に立つ企業も、輸出者側に立つ企業も、現行の CBAM 設置規則の対象製品であるかを問わず、EU 域内に輸入される自社製品や取扱製品の排出量の算出、カーボンフットプリントの追跡に対応できる仕組みづくりを早い段階から行っておく必要がある。